

## 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領の改正について（お知らせ）

「浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領」を改正しましたのでお知らせします。

### 記

建設工事及び建設工事に関連する業務委託に係る競争入札について、落札決定の基準となる最低制限価格の情報処理の徹底を図り、入札契約制度の信頼性を確保するため、ランダム係数を乗じて算出する「変動型最低制限価格」の制度を導入するにあたり、当該取扱要領を改正しました。

#### 1. 改正内容

現行の最低制限価格を最低制限基本価格とし、「1.000」から「1.005」の範囲で0.0005刻みの11通りのランダム係数を乗じて、最低制限価格を算出する。

※ランダム係数を用い設定した最低制限価格の決定は、競争入札参加者のうちから、あらかじめ、抽選等で選出された者が開札前にくじを引き、算定式の表の番号と同一であることを最低制限価格として決定する。この場合において、決定された最低制限価格は、決裁権者が決定したものとする。

#### 2. 施行時期

(1) この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(2) この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札を行う契約について適用し、施行日以前に入札公告及び指名通知を行う契約については、従前の例による。

#### 3. 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領

浦添市ホームページに掲載しております。そちらをご確認ください。

上記の改正に加えて、  
令和3年5月21日に一部改正がありましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 改正内容

現行第5条（不調等の措置）について、「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がいないときは、改めて入札をする。」から、「予定価格の制限の範囲内の価格且つ抽選により決定した最低制限価格以上の範囲内に有効な申込みをした者がいないときは、最低制限基本価格を最低制限価格とすることができる。」に改めました。

また、2項に、「予定価格の制限の範囲内の価格且つ最低制限基本価格以上の価格をもって有効な申込みをした者がいないときは、改めて入札をする。」を加えました。

#### 2. 施行時期

(1) この要領は、令和3年5月21日から施行する。

(2) この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札を行う契約について適用し、施行日以前に入札公告及び指名通知を行う契約については、従前の例による。

#### 3. 浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領

浦添市ホームページに掲載しております。そちらをご確認ください。